



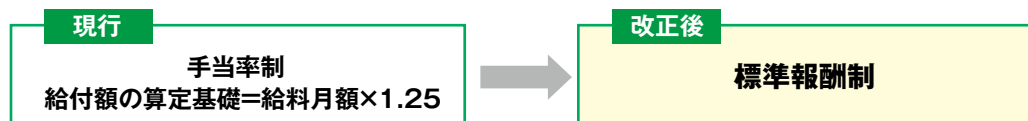
年金Q&A Vol.4

Q

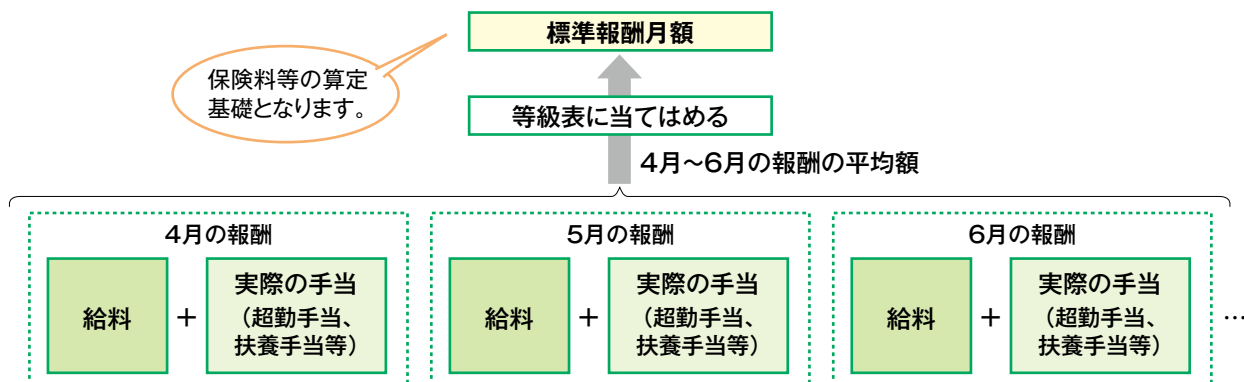
平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、地方公務員共済組合の組合員も厚生年金が採用している標準報酬制に移行すると聞きました。具体的に、どのようなことでしょうか。

A

いわゆる被用者年金一元化法により、地方公務員共済制度における保険料及び給付額の算定基礎が、給料を基準に一定率をかけて計算する「手当率制」から、超勤手当や扶養手当等を含めて計算する「標準報酬制」に移行します。「標準報酬制」は現在、厚生年金や国家公務員共済年金等が採用しています。具体的には、次のとおりとなります。



標準報酬制 ……毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定（「定時決定」という。）します。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料等の算定基礎とする仕組みです。定時決定の他に、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定」等があります。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。



<標準報酬月額等級表>

(単位：円)

等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
1	98,000	101,000未満	16	260,000	250,000以上270,000未満
2	104,000	101,000以上107,000未満	17	280,000	270,000以上290,000未満
3	110,000	107,000以上114,000未満	18	300,000	290,000以上310,000未満
4	118,000	114,000以上122,000未満	19	320,000	310,000以上330,000未満
5	126,000	122,000以上130,000未満	20	340,000	330,000以上350,000未満
6	134,000	130,000以上138,000未満	21	360,000	350,000以上370,000未満
7	142,000	138,000以上146,000未満	22	380,000	370,000以上395,000未満
8	150,000	146,000以上155,000未満	23	410,000	395,000以上425,000未満
9	160,000	155,000以上165,000未満	24	440,000	425,000以上455,000未満
10	170,000	165,000以上175,000未満	25	470,000	455,000以上485,000未満
11	180,000	175,000以上185,000未満	26	500,000	485,000以上515,000未満
12	190,000	185,000以上195,000未満	27	530,000	515,000以上545,000未満
13	200,000	195,000以上210,000未満	28	560,000	545,000以上575,000未満
14	220,000	210,000以上230,000未満	29	590,000	575,000以上605,000未満
15	240,000	230,000以上250,000未満	30	620,000	605,000以上

※ 経過措置として、制度開始の平成27年10月～平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額を決定します。

(執筆／地方職員共済組合)